

国立研究開発法人物質・材料研究機構
AtomWork-Advサービス利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<p>AtomWork-Advサービス利用約款（以下「本約款」といいます）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」といいます）が管理・運営するデータベースの高度な活用のために、機構がウェブサイト上で提供する無機材料データベース「AtomWork-Adv」提供サービス（第1条に定義。以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。</p> <p>本サービスの契約者（第1条に定義）は、本サービスのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、本サービスの利用登録により、本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー https://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html）及びプライバシーポリシー（https://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html）に同意したものとみなされますので、本サービスのご利用にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読み下さい。</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 本約款において使用される用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>一 「本サービス」 機構が保有する、無機材料データベースAtomWork-Advと付属するウェブページ、アプリケーション、利用登録システム等を含むシステムにより契約者（次号に定義）に有償で提供されるサービスであり、「AtomWork-Advについて」（https://atomwork-adv.nims.go.jp/service.html）記載の内容のサービス。</p> <p>二 「契約者」 本約款に同意して、第4条第1項により機構に対して本サービスの利用を申し込み、機構がこれを承認した個人又は法人。</p> <p>三 「利用契約」 本約款を内容として含む本サービスの利用契約。</p>	<p>AtomWork-Advサービス利用約款（以下「本約款」といいます）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」といいます）が管理・運営するデータベースの高度な活用のために、機構がウェブサイト上で提供する無機材料データベース「AtomWork-Adv」提供サービス（第1条に定義。以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。</p> <p>本サービスの契約者（第1条に定義）は、本サービスのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、本サービスの利用登録により、本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー http://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html）及びプライバシーポリシー（http://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html）に同意したものとみなされますので、本サービスのご利用にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読み下さい。</p> <p>（定義）</p> <p>第1条 本約款において使用される用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。</p> <p>一 「本サービス」 機構が保有する、無機材料データベースAtomWork-Advと付属するウェブページ、アプリケーション、利用登録システム等を含むシステムにより契約者（次号に定義）に有償で提供されるサービスであり、「AtomWork-Advについて」（https://atomwork-adv.nims.go.jp/service.html）記載の内容のサービス。</p> <p>二 「契約者」 本約款に同意して、第4条第1項により機構に対して本サービスの利用を申し込み、機構がこれを承認した個人又は法人。</p> <p>三 「利用契約」 本約款を内容として含む本サービスの利用契約。</p>

四 「サイト」 AtomWork-Advのウェブページ。

五 「ID-PW」 DICEアカウント利用約款によりDICEアカウント登録者に発行されたDICEアカウントを管理するためのID及び登録者が設定したパスワード(PW)。 多要素認証を設定している場合は、これに用いる認証情報も含む。

六 「シングルライセンス」 ID-PW認証のみにより、本サービスの利用が可能となるタイプのライセンス。IPアドレス認証が不要であり、利用可能ネットワークが無制限となるタイプのライセンスである。

(削除)

七 「シングルIPアドレスライセンス」 ID-PW認証とIPアドレス認証により、本サービスの利用が可能となるタイプのライセンス。第4条に定める本サービスの利用登録により登録されたIPアドレス経由でのみ本サービスの利用が可能となるタイプのライセンスである。

八 「グループ管理者」 本サービスの利用登録において、グループライセンス(次号に定義)を選択した場合に、当該グループライセンスの管理者として登録された者。

九 「グループライセンス」 本サービスのグループメンバー管理画面の機能により、グループ管理者が、10DICEアカウントを上限としてDICEアカウント登録者をグループメンバーとして登録することにより、10アカウント分を上限としてシングルライセンスが利用できるライセンス。

(削除)

十 「本データ」 AtomWork-Adv及び本サービスにより提供されるデータ、コンテンツ(テキスト、図版、写真、表を含む)。

十一 「加工本データ」 本データを表その他別の表現形式に加工したもの。本データ及び他のデータ等を表その他別の表現形式に加工したものを含む。

十二 「ダウンロード機能」 本データの一部について一定範囲でダウン

四 「サイト」 AtomWork-Advのウェブページ。

五 「ID-PW」 利用登録された1メールアドレスを1アカウントとして、アカウント毎に発行されるID及び契約者が設定したパスワード(PW)。

六 「シングルライセンス」 ID-PW認証のみにより、本サービスの利用が可能となるタイプのライセンス。IPアドレス認証が不要であり、利用可能ネットワークが無制限となるタイプのライセンスである。

~~七 「IPアドレスライセンス」 本サービスの利用に際し利用登録されたIPアドレス経由でのみ本サービスの利用が可能になるライセンス。~~

八 「シングルIPアドレスライセンス」 IPアドレスライセンスのうち、1メールアドレス(1アカウント)毎にIDが付与されるライセンス。

(挿入)

(挿入)

~~九 「法人IPアドレスライセンス」 IPアドレスライセンスのうち、IDが付与されずアカウントの制限が無いライセンス。~~

十 「本データ」 AtomWork-Adv及び本サービスにより提供されるデータ、コンテンツ(テキスト、図版、写真、表を含む)。

十一 「加工本データ」 本データを表その他別の表現形式に加工したもの。本データ及び他のデータ等を表その他別の表現形式に加工したものを含む。

十二 「ダウンロード機能」 本データの一部について一定範囲でダウン

ロードが可能になる機能。

(略)

(サービス利用目的、ライセンスと機能等)

第3条 AtomWork-Adv及び本サービスは、科学技術の振興と研究開発の支援促進を目的として提供されるものです。したがって、機構は教育又は研究開発目的で本サービスを利用する、個人又は法人に限り、本サービスを提供致します。

(削除)

(削除)

(利用登録)

第4条 本サービスの利用登録は、利用を希望する者がサイト上で利用登録を申請し、機構がこれを承認することによって完了するものとします。利用登録の完了により、利用登録を承認された者を契約者とし、機構との間で、利用契約が成立するものとします。

2 機構は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 一 実在しない場合。
- 二 前条第1項に該当しない可能性があるとして機構が判断した場合。
- 三 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。
- 四 本約款に違反したことがある者からの申請である場合。
- 五 その他、機構が利用登録を相当でないと判断した場合。

3 前項は、契約者が第6条に定める利用継続を希望する場合に準用されるものとします。

ロードが可能になる機能。

(略)

(サービス利用目的、ライセンスと機能等)

第3条 AtomWork-Adv及び本サービスは、科学技術の振興と研究開発の支援促進を目的として提供されるものです。したがって、機構は教育又は研究開発目的で本サービスを利用する、個人又は法人に限り、本サービスを提供致します。

~~2 ライセンスの種類により、本サービスで利用できる機能が異なります。ダウンロード機能は、IDが付与されるライセンス（シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンス）でのみ利用可能です。~~

~~3 法人IPアドレスライセンスは法人のみが契約者となることができません。~~

(利用登録)

第4条 本サービスの利用登録は、利用を希望する者がサイト上で利用登録を申請し、機構がこれを承認することによって完了するものとします。利用登録の完了により、利用登録を承認された者を契約者とし、機構との間で、利用契約が成立するものとします。

2 機構は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 一 実在しない場合。
- 二 前条第1項に該当しない可能性があるとして機構が判断した場合。
- 三 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。
- 四 本約款に違反したことがある者からの申請である場合。
- 五 その他、機構が利用登録を相当でないと判断した場合。

3 前項は、契約者が第6条に定める利用継続を希望する場合に準用されるものとします。

4 契約者は、自らについて、住所、名前、勤務先又は所属機関、その他本サービスの利用登録フォームに入力した事項（ただし、メールアドレスを除く）について変更があったときは、すみやかにサイト上のユーザー情報登録ページにて情報を更新することにより、機構へ変更内容を届け出るものとします。シングルIPアドレスライセンスにおいて、本サービスを利用するグローバルIPアドレスを変更する場合はユーザー相談窓口（atomwork-adv@ml.nims.go.jp）を通じて申請し機構の承認を得るものとします。

（登録完了の通知）

第5条 利用登録の完了及び初年分の利用料の支払確認後速やかに、機構は契約者に対し、そのライセンスタイプに応じて、登録された電子メールアドレス宛に次の事項を通知します。

一 シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンス 利用開始日及び利用期間終了日。

二 グループライセンス 利用開始日、利用期間終了日及びグループライセンスの管理手順（グループ管理画面の操作方法を含む）。

（略）

（DICEアカウント及びユーザーの範囲）

第7条 契約者は、DICEアカウントにより、自ら又は第2項に定める範囲の者（以下「ユーザー」といいます）に本サービスを利用させることができます。

2 契約者が本サービスを使用させることができるユーザーは、ライセンスタイプに応じて次の各号に定める者とします。なお、契約者が法人の場合は、ユーザーは、契約者の役員、職員、または従業員（派遣社員を含む）であって、契約者の指図に基づき契約者のために業務を遂行する者でなければなりません。

4 契約者は、自らについて、住所、名称、電話番号、メールアドレスその他本サービスの利用登録フォームに入力した事項について変更があったときは、すみやかにサイト上のユーザー情報登録ページにて情報を更新することにより、機構へ変更内容を届け出るものとします。IPアドレスライセンスにおいて、本サービスを利用するグローバルIPアドレスを変更する場合はユーザー相談窓口（atomwork-adv@ml.nims.go.jp）を通じて申請し機構の承認を得るものとします。

（IDの通知）

第5条 利用登録の完了及び初年分の利用料の支払確認後速やかに、機構は契約者に対し、そのライセンスタイプに応じて、登録された電子メールアドレス宛に次の事項を通知します。

一 シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンス ~~ID-PW~~及び利用開始日及び利用期間終了日。

二 法人IPアドレスライセンス 利用開始日及び利用期間終了日。

（略）

（ID-PW及びユーザーの範囲）

第7条 ~~シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンスを付与された契約者は、ID-PWにより、法人IPアドレスライセンスは利用登録されたIPアドレスにより、~~自ら又は第2項に定める範囲の者（以下「ユーザー」といいます）に本サービスを利用させることができます。

2 契約者が本サービスを使用させることができるユーザーは、契約者の役員・職員・社員（派遣社員を含む）であって、契約者の指図に基づき契約者のために業務を遂行する者（まとめて以下「契約者職員等」といいます）とします。シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンスにおいては、契約者職員等のうち、利用登録においてユーザーとして登録

一 シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンスの場合：

利用登録においてユーザーとして登録された個人

二 グループライセンスの場合：

グループ管理者、及び、グループ管理者がグループメンバー管理画面でグループメンバーとして登録した個人

3 契約者は、前項の要件を満たさない者や前項の範囲外の者に対して、本サービスを使用させてはならず、また、本約款で認められた範囲を超えて本サービスを使用させてはなりません。

4 契約者は第2項に定める範囲の者に対してのみ、ID-PWを使用させるものとします。

5 (略)

(略)

(対価の支払)

第9条 契約者は機構に対し、利用期間中、本サービス提供の対価として、機構が別途定め、サイトに表示する利用料を、機構が指定する方法により支払うものとします。なお振込手数料等、契約者による支払に必要な費用は契約者の負担とします。

2 (略)

3 (略)

(お試し利用)

第10条 第4条1項により利用登録を完了した者は、一度に限り、お試し利用のために、利用登録から72時間限定の一時的なアクセス権を無償で取得し、本サービスを利用することができます。なお、申し込んだライセンスタイプにかかわらず、お試し利用期間中は、ダウンロード機能は利用できません。

された個人とします。

3 契約者は、前項の範囲外の者に対して、本サービスを使用させてはならず、また、本約款で認められた範囲を超えて本サービスを使用させてはなりません。

4 ~~シングルライセンス及びシングルIPアドレスライセンスにおいて、~~契約者は第2項に定める範囲の者に対してのみ、ID-PWを使用させるものとします。

5 (略)

(略)

(対価の支払)

第9条 契約者は機構に対し、利用期間中、本サービス提供の対価として、機構が別途定め、サイトに表示する利用料を、機構が指定する方法により支払うものとします。なお振込手数料等、契約者による支払に必要な費用は契約者の負担とします。

2 (略)

3 (略)

(お試し利用)

第10条 第4条1項により利用登録を完了した者は、一度に限り、お試し利用のために、利用登録から72時間限定の一時的なアクセス権を無償で取得し、本サービスを利用することができます。~~(会員登録ガイド参照、~~
https://atomwork-adv.nims.go.jp/registration_guide.pdf)~~。~~なお、申し込んだライセンスタイプにかかわらず、お試し利用期間中は、ダウンロード機能は利用できません。

2 (略)

(略)

(禁止行為)

第12条 契約者は下記の行為を行ってはならないものとします。また契約者は、ユーザーが下記の行為を行わないよう適切な措置をとるものとし、ユーザーが下記の行為を行ったときは、当該行為について、自己による義務の違反として機構に対し責任（損害賠償責任を含む）を負うものとします。

一～七 (略)

八 法人である契約者が、契約者の役員、職員、従業員（派遣社員を含む）のいずれでも無い者に本サービスの機能を使用可能にする行為。

九 ID-PWの第三者への開示、提供、再使用許諾、その他ID-PWについて本約款で許諾された以外の行為。

十 機構システムもしくは本サービスに不正アクセスを試みる行為、ウィルスの送り込みなどサーバやネットワークを混乱させる行為。

十一 機構のサービスの運営を妨害するおそれのある行為。

十二 他の契約者又はユーザーに成りすます行為。

十三 機構のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為。

十四 本サービスを「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規で規制される、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で使用し、又はそのような目的を有する第三者に対して本データ又は加工本データを提供するために本サービスを利用する行為。

十五 その他、機構が不適切と判断する行為。

(略)

2 (略)

(略)

(禁止行為)

第12条 契約者は下記の行為を行ってはならないものとします。また契約者は、ユーザーが下記の行為を行わないよう適切な措置をとるものとし、ユーザーが下記の行為を行ったときは、当該行為について、自己による義務の違反として機構に対し責任（損害賠償責任を含む）を負うものとします。

一～七 (略)

(挿入)

八 ID-PWの第三者への開示、提供、再使用許諾、その他ID-PWについて本約款で許諾された以外の行為。

九 機構システムもしくは本サービスに不正アクセスを試みる行為、ウィルスの送り込みなどサーバやネットワークを混乱させる行為。

十 機構のサービスの運営を妨害するおそれのある行為。

十一 他の契約者又はユーザーに成りすます行為。

十二 機構のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為。

(挿入)

十三 その他、機構が不適切と判断する行為。

(略)

(利用契約の解除)

第17条 契約者又はそのユーザーが以下のいずれかに該当すると機構が判断した場合、機構は、当該契約者への事前の通知又は承諾を要さず、直ちに本サービスの利用契約を解除し、当該契約者の本サービスの利用を停止させることができるものとします。

- 一 契約者が第4条第2項各号のいずれかに該当するとき、又は該当する可能性があるとき。
- 二 契約者が第9条第1項に定める支払期日までに利用料の一部又は全額を支払わないとき。
- 三 契約者又はそのユーザーが、第7条第2項の要件を満たさない者もしくは同項で認められた以外の者に、本サービスを利用させ又は利用可能としたとき。
- 四 契約者又はユーザーが教育又は研究開発目的外での使用など、第11条第2項又は第12条に違反する行為を行ったとき、又は違反行為を行った可能性があるとき。

五～九 (略)

2 (略)

(略)

附 則 (令和5年6月26日)

この約款は、令和5年8月1日から施行する。

(利用契約の解除)

第17条 契約者又はそのユーザーが以下のいずれかに該当すると機構が判断した場合、機構は、当該契約者への事前の通知又は承諾を要さず、直ちに本サービスの利用契約を解除し、当該契約者の本サービスの利用を停止させることができるものとします。

- 一 契約者が第4条第2項各号のいずれかに該当するとき、又は該当する可能性があるとき。
- 二 契約者が第9条第1項に定める支払期日までに利用料の一部又は全額を支払わないとき。
- 三 契約者又はそのユーザーが、第7条第2項で認められた以外の者に本サービスを利用させ又は利用可能としたとき。

四 契約者又はユーザーが教育又は研究開発目的外での使用など、第11条又は第12条に違反する行為を行ったとき、又は違反行為を行った可能性があるとき。

五～九 (略)

2 (略)

(略)